

◆ 困ったときに頼れる相談相手です

民生委員・児童委員

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

■ 民生委員・児童委員とは



民生委員は、1948（昭和 23）年に制定された民生委員法によって設置され、地域から選ばれた候補者を都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣から委嘱されます。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねており、市内には現在 303 人（3 月 1 日現在）の民生委員・児童委員が活躍されています。

なお、このうち 32 人が主任児童委員に指名され、児童福祉を専門に担当しています。学校や児童相談所、他の民生委員・児童委員との連絡を取りながら、地域の子どもたちが健やかに安心して暮らせるよう、子どもや子育ての悩みについて相談に乗り、必要なサービスにつなげる役目をしています。

いずれも任期は 3 年で、3 年ごとに一斉に改選されます（再任可）。

■ 民生委員・児童委員の仕事

民生委員・児童委員は担当する地区を中心に、次のような活動を行っています。

- 緊急の場合に対応できるよう、日頃から地域の様子や担当地区にお住まいの高齢者や障がいのある人、

子どもたちを見守ります。

- 暮らしの中での悩み事や困り事についての相談を受け、専門機関への橋渡しなどを行います。
- 福祉サービスを利用する人が、自分に合ったサービスを受けられるよう、制度などの情報を提供したり、手続きのお手伝いをします。
- 福祉事務所や児童相談所など、福祉に関わる行政機関の業務に協力します。

■ 民生委員・児童委員は身近な相談相手です

少子化や核家族化が進み、地域とのつながりが薄れる中、民生委員は生活をする上で起きる困り事を相談できる、身近な相談相手です。市民の皆さんからの相談に応じ、必要な支援を行うため、関係機関とのパイプ役となっています。

民生委員には守秘義務が課されており、活動のなかで知り得た情報を洩らすことはありません。困り事があっても相談できる人がいない、相談するところがないときは、お住まいの地区を担当する民生委員に安心してご相談ください。

※お住まいの地区の民生委員について詳しくはお問い合わせください。



◆ 「来たい・住みたい・住み続けたい “伊賀”」をめざして

結婚サポート事業補助金

【問い合わせ】 こども未来課
☎ 22-9654 FAX 22-9646

市では、若い人たちが安心して住み、安心して子どもを産み育てられる環境を充実させるため、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでを切れ目なく支援する取り組みを行っています。

そこで、出会い・結婚を支援する婚活パーティーなど、結婚支援活動を実施する団体などに対し、事業費の一部を助成します。

【補助対象】

住民自治協議会・公益経済団体・市内に拠点を置く営利を目的としない団体などが実施する次のような結婚支援活動

- 結婚相談を推進する事業
- 結婚に関して集合的に出会いを創出する事業
- その他結婚活動を促進する事業

※補助金は 1 事業につき上限 5 万円とします。

【申込方法】

こども未来課・各支所住民福祉課にある補助金交付申請書に必要事項を記入・押印の上、事業計画書・資金計画書などを添付して持参してください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】

6 月 29 日（金） ※必着

【申込先】

伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市健康福祉部こども未来課



◆ 土壌汚染などを防止するために

土砂等の埋め立てに関する条例を制定しました

【問い合わせ】 環境政策課
☎20-9105 FAX20-9107

建設残土などの埋め立てによる土壌汚染や、土砂の流出による災害の発生を防止するために、「伊賀市土砂等の埋め立て等による土壌汚染及び災害の発生防止に関する条例」を制定し、平成30年7月1日から施行します。

【条例制定の目的】

市・市民・事業者・土地所有者の責務を明らかにし、市と市民が協力して不適正な土砂等^{*1}の持ち込みを許さないという姿勢を示すとともに、事業者に対して必要な規制を行うことで、土壌汚染などの未然防止を図り、伊賀市の豊かな自然環境を守るとともに土砂の流出などによる災害の発生を防止することを目的とします。

【事業者の責務】

- 埋立て等^{*2}に使用する土砂等が安全であることを確認する必要があります。
- 埋立て等を行うに当たっては土砂の流出などによる災害の発生を防止するため必要な措置を講じる必要があります。
- 埋立て等の事業を行う場合は、事業計画について地元及び近隣の関係者などに説明を行い、理解を得るよう努めてください。
- 特定事業^{*3}を行う事業者は、事業を開始する30日前までに事業計画を市へ届け出る必要があります。

【土地所有者の責務】

自分の土地は自分で管理し守ることが大切です。

埋立て等を行う事業者が土地を提供するときは、事業が計画どおり進んでいるか定期的に確認してください。不適正な埋め立てが行われた場合は事業者が事業の中止を求め、市へ通報してください。

【市民の責務】 不適正な埋め立てを見つけたら市へ通報してください。

【市の責務】

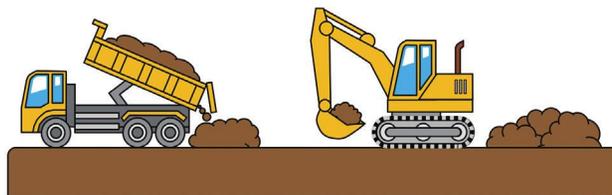
市は埋立て等について施行状況を調査し、事業者や土地所有者に対して必要な指導を行います。

*1 土砂等：土・砂利・岩石などで廃棄物以外のもの

*2 埋立て等：土砂等による土地の埋め立て・盛土・たい積をする行為

*3 特定事業：市外で発生した土砂等で、市内で埋立て等を行う場合の事業区域の面積が1,000平方メートル以上または埋め立て量が1,000立方メートル以上の事業

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



◆ 明るく住みよいまちをつくるために

部落問題(差別)を正しく知ろう

【問い合わせ】 人権政策課
☎47-1286 FAX47-1288

皆さんは「部落や部落差別」と聞いてどのようなことを思い浮かべますか。

「昔の身分制度のこと」「部落差別はもうなくなった」と思っている人や、中には「知らない」という人もいるのではないのでしょうか。

日本におけるさまざまな政治的・社会的な要因によって形成された身分制度により、差別を受けている地区のことを被差別部落と言います。

部落差別とは被差別部落を差別的な意識で避けたり、被差別部落に住む人々に対して不当な分け隔てをすることです。「部落差別は昔のことだし、そっとしておけばそのうちなくなる」と考えている人がいるかもしれませんが、部落差別は現在も身近に存在しています。実際に市内でも昨年度で報告されているだけ

で8件の部落差別事象があり、潜在的には更に多いことが推測されます。

こうした状況の中、2016(平成28)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は、国として初めて部落差別の存在を認め、部落差別は許されないものとして差別をなくすことを目的とした法律です。

市では、まず部落問題について正しく知ることこそ、部落差別の真の解消につながると考えています。今後は、毎月皆さんにさまざまな角度から部落問題についてお届けしていきます。

部落問題についてみんなで考え、部落差別のない明るく住みよい人権が尊重されたまちづくりをめざしましょう。